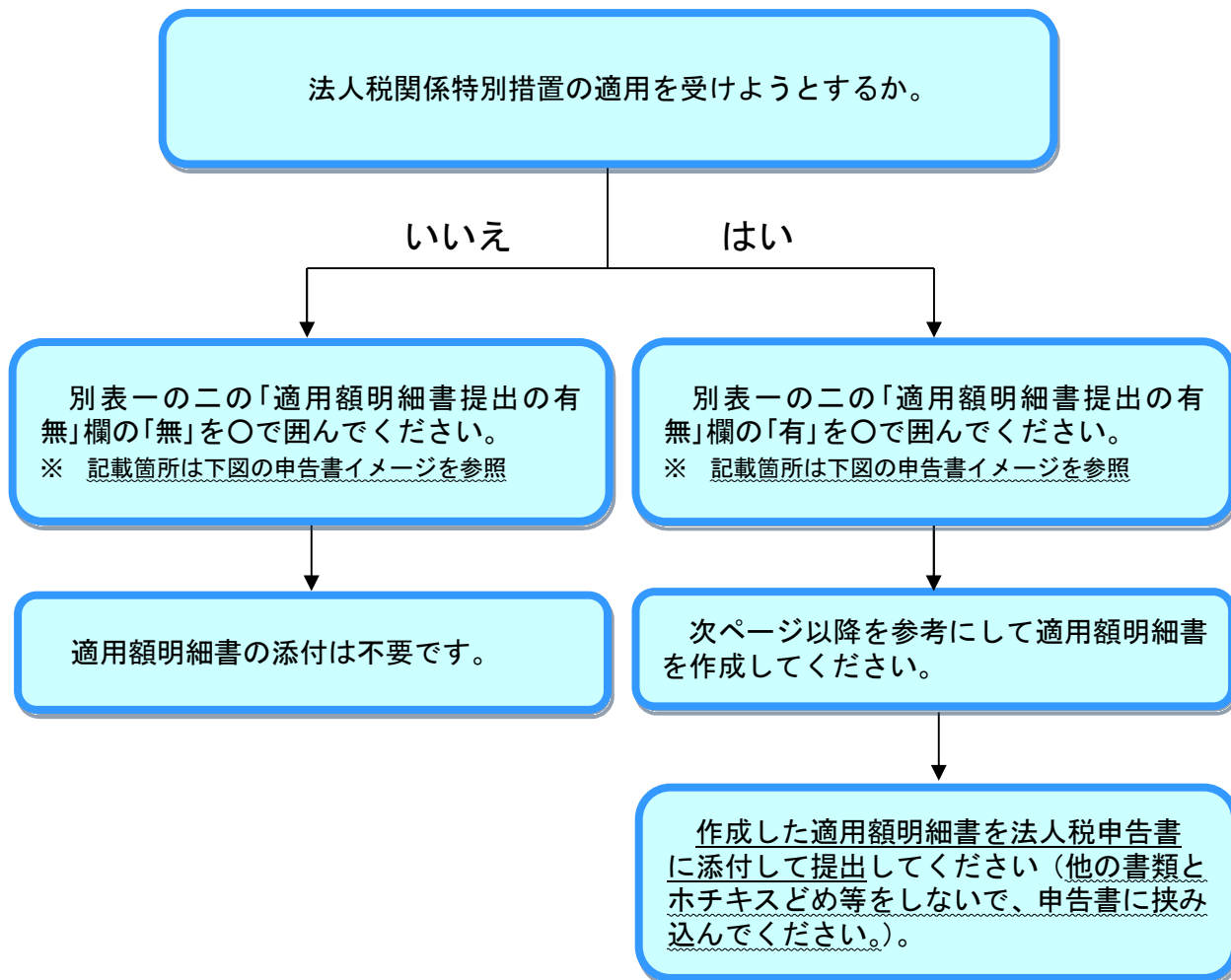


3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



（参考：別表一の二の「適用額明細書提出の有無」欄の位置）

連

令和 年 月 日 税務署長殿

申請書

平成・令和 年 月 日 連結事業年度の法人税 申告書

平成・令和 年 月 日 課税事業年度の地方法人税 申告書

別表一の二 各連結事業年度の連結所得に適用される特別措置

翌年以降送付要否	要	否	適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有		税理士法第33条の2の書面提出有	有	

※ 提出の状況に応じて「有」又は「無」を○で囲んでください。